

## 愛知芸術文化センター条例

平成三年三月二十二日  
条例第二号

注 平成三一年三月二二日条例第四号による改正は、平成三一年一〇月一日から施行につき、本文には直接改正を加えないで、改正文を登載した。

愛知芸術文化センター条例をここに公布する。

愛知芸術文化センター条例

(設置)

第一条 芸術文化の振興及び普及を図るため、愛知芸術文化センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- 一 愛知県美術館
- 二 愛知県芸術劇場
- 三 愛知県文化情報センター
- 四 愛知県図書館

(位置及び業務)

第二条 センターの各施設の位置及び業務は、別表第一のとおりとする。

(運営)

第三条 センターは、センターを構成する各施設相互の連携を図ることにより、芸術文化に関する総合施設として有機的に運営されなければならない。

(職員)

第四条 センターに、総長その他の職員を置く。

(利用の許可等)

第五条 次に掲げる者は、センターの利用について、各施設の長の許可を受けなければならない。

- 一 愛知県美術館の展示室を利用して、展覧会を行おうとする者
- 二 愛知県芸術劇場のホール又はリハーサル室を利用して、舞台芸術の公演、国際会議等を行おうとする者
- 三 愛知県文化情報センターの催事室を利用して、講演会、展示会等を行おうとする者
- 四 愛知県図書館の駐車場を利用しようとする者

2 各施設の長は、施設の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(使用料)

第六条 前条第一項の許可を受けた者からは、別表第二に定める額（特別の設備又は器具を設けて電力又は水道を使用する場合にあっては、その額に実費を勘案して知事が定める額を加算した額）の使用料を徴収する。ただし、次に掲げる者で愛知県図書館を利用しようとするもの又はこれらの者が同乗する自動車を運転する者が愛知県図書館の駐車場を利用する場合は、この限りでない。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 三 厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けている知的障害者

2 使用料は、当該施設の利用開始日までにおいて知事が指定する日までに（駐車場使用料にあっては、利用の都度）、納付しなければならない。

3 納付された使用料は、次に掲げる場合を除き、還付しない。

- 一 第十条第二項の規定により、知事が公共の福祉のために許可を取り消し、又は利用の

中止を命じたとき。

二 前条第一項の許可を受けた者が各施設の長の承認を受けて利用を中止したとき。

- 4 知事は、災害その他特別の理由がある者に対しては、使用料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期することができる。
- 5 使用料を納期限までに納付しなかった者からは、納付すべき金額（千円未満の端数金額及び千円未満の金額は、切り捨てる。）に、当該期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金に百円未満の端数があるとき、又は延滞金が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 6 第四項の規定は、前項の延滞金について準用する。

（利用料金）

第七条 知事は、第十一条の規定により知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に、第五条第一項各号の利用（同項第一号の利用を除く。）に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 前項の場合においては、第五条第一項の許可を受けた者（同項第一号に掲げる者を除く。第六項において同じ。）は、前条第一項ただし書の場合を除き、当該利用料金を指定管理者に納付しなければならない。この場合においては、同項の規定は、適用しない。
- 3 利用料金の額は、別表第二（愛知県美術館に係る部分を除く。）に定める使用料の額に相当する額に〇・七を乗じて得た額から当該使用料の額に相当する額に一・三を乗じて得た額までの範囲内において指定管理者が定める額（特別の設備又は器具を設けて電力又は水道を使用する場合にあっては、その額に実費を勘案して指定管理者が定める額を加算した額）とする。
- 4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。
- 5 知事は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を公告しなければならない。
- 6 納付された利用料金は、前条第三項第一号に掲げる場合を除き、還付しない。ただし、第五条第一項の許可を受けた者が指定管理者の承認を受けて利用を中止した場合にあっては、指定管理者は、規則で定めるところにより、納付された利用料金の全部又は一部を還付することができる。
- 7 前条第四項の規定は、利用料金について準用する。この場合において、同項中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（観覧料）

第八条 愛知県美術館が主催して展示する美術品等を観覧しようとする者は、別表第三に定める額の観覧料を納付しなければならない。ただし、次に掲げる者は、この限りでない。

- 一 小学校就学前の者
- 二 常設展示を観覧しようとする中学生及び小学生
- 三 学校行事として常設展示を観覧しようとする高校生
- 四 学校行事として常設展示を観覧しようとする高校生、中学生又は小学生の引率者
- 五 第六条第一項各号に掲げる者で常設展示を観覧しようとするもの
- 六 前号に掲げる者のうち次に掲げる者に付き添って常設展示を観覧しようとする者。ただし、次に掲げる者一人につき二人以上の者が付き添うときは、そのうち一人に限る。
  - イ 身体障害者手帳に第一種身体障害者と記載されている者
  - ロ 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されている者
  - ハ 療育手帳に第一種知的障害者と記載されている者
- 2 知事は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、観覧料を美術品等の観覧後の知事が指定する日までに納付させることができる。
- 3 納付された観覧料は、特別の理由がある場合を除き、還付しない。
- 4 知事は、特別の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。

(利用者の義務)

第九条 センターの利用者は、センターの利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第五条第二項の規定により許可に付けられた条件及び関係職員の指示に従うとともに、センターの秩序を乱すような行為をしてはならない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第十条 各施設の長は、センターの利用者が前条の規定に違反したときは、第五条第一項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

2 知事は、公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第五条第一項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(指定管理者による管理)

第十一条 知事は、法人その他の団体であつて知事が指定するものに、次の各号に掲げる施設の管理に関する業務のうち、当該各号に掲げる業務を行わせることができる。

一 愛知県芸術劇場及び愛知県文化情報センター

イ 第五条第一項の規定によりセンターの利用を許可すること。

ロ 第五条第二項の規定により同条第一項の許可に条件を付けること。

ハ 第六条第三項第二号の規定により利用の中止を承認すること。

ニ 第九条の規定によりセンターの利用に係る指示をすること。

ホ 前条第一項の規定により第五条第一項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずること。

ヘ その他愛知県芸術劇場又は愛知県文化情報センターを維持管理し、及び運営すること。

二 愛知県図書館

イ 前号イ、ロ及びホに掲げる業務

ロ 第九条の規定により愛知県図書館の駐車場の利用に係る指示をすること。

ハ その他愛知県図書館を維持管理すること。

(規則への委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、センターの利用条件その他センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第十三条 詐欺その他不正の行為により、第六条の規定による使用料又は第八条の規定による観覧料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する。

2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、一万円以下の過料を科する。

一 第五条第二項の規定により許可に付けられた条件に違反してセンターを利用した者

二 第十条の規定による許可の取消し又は利用の中止命令に違反してセンターを利用した者

三 その他不正の方法により許可を受けてセンターを利用した者

3 第九条の規定に違反してセンターの秩序を乱した者に対しては、五千円以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第五条及び第七条の規定並びに別表愛知県図書館の項業務の欄の規定中県民の利用に関する部分は同月二十日から、第一条第二項第一号から第三号まで及び同表愛知県美術館の項から愛知県文化情報センターの項までの規定は規則で定める日から施行する。

(平成四年三月規則第九号で、第一条第二項第一号から第三号まで及び別表愛知県美術館の項から愛知県文化情報センターの項までは、同四年十月三十日から施行)

(新文化会館建設基金条例の一部改正)

- 2 新文化会館建設基金条例（昭和六十年愛知県条例第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛知芸術文化センター建設基金条例

第一条中「新しい文化会館」を「愛知芸術文化センター」に、「新文化会館建設基金」を「愛知芸術文化センター建設基金」に改める。

第六条中「新しい文化会館」を「愛知芸術文化センター」に改める。

附 則（平成四年三月二十五日条例第十一号）

この条例は、平成四年十月三十日から施行する。

附 則（平成五年十二月二十二日条例第三十九号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成六年七月一日から施行する。ただし、附則第三項（中略）の規定は公布の日（中略）から施行する。

（愛知青少年公園条例等の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の公布の日前に平成六年七月一日（以下「施行日」という。）以後の公の施設の利用の許可を受けた者の当該公の施設の利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者（前項に規定する者を除く。）からは、第一条、第二条、第四条から第七条まで及び第九条から第十四条までの規定による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該公の施設の利用に係る第一条、第二条、第四条から第七条まで及び第九条から第十四条までの規定による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（平成九年三月二十四日条例第一号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。ただし、（中略）附則第三項（中略）の規定は公布の日から施行する。

（愛知青少年公園条例等の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の公布の日前に平成九年四月一日（以下「施行日」という。）以後の公の施設の利用の許可を受けた者の当該公の施設の利用に係る使用料の額については、この条例（第三条から第七条まで、第十二条から第十六条まで、第二十三条及び第二十四条の規定に限る。次項において同じ。）による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 施行日前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者（前項に規定する者を除く。）からは、この条例による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該公の施設の利用に係るこの条例による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（平成十年三月二十五日条例第十一号）

この条例は、平成十年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成十一年三月二十三日条例第五号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年十二月十七日条例第五十七号）

改正 平成一二年 三月二八日条例第四七号

- 1 この条例は、平成十二年七月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は公布の日から（中略）施行する。

- 2 この条例の公布の日前に平成十二年七月一日（以下「施行日」という。）以後の公の施設の利用の許可を受けた者の当該利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者（前項に規定する者を除く。）からは、第一条から第八条まで（中略）の規定による改正前の各条例の規定にかか

ならず、施行日前においても当該利用に係る第一条から第八条まで（中略）の規定による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（平成十二年三月二十八日条例第二号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十八日条例第四十七号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年十二月二十二日条例第六十六号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十二日条例第二十六号）

この条例は、平成十七年七月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定（同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に一項を加える部分に限る。）は、同年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年七月六日条例第四十八号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の愛知芸術文化センター条例の規定は、平成二十五年四月一日以後の愛知県図書館の管理及び利用について適用する。

附 則（平成二十五年三月二十九日条例第十八号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十六年一月一日から施行する。

（適用区分）

- 2 第一条の規定による改正後の愛知芸術文化センター条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成二十六年四月一日（以下「適用日」という。）以後の愛知県芸術劇場及び愛知県文化情報センター（以下「愛知県芸術劇場等」という。）の管理及び利用について適用し、適用日前の愛知県芸術劇場等の管理（適用日前における同条の規定による改正前の愛知芸術文化センター条例（以下「旧条例」という。）第五条第一項の規定による適用日以後の愛知県芸術劇場等の利用の許可に関するを含む。）及び利用については、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（適用日前に適用日以後の愛知県芸術劇場等の利用の許可を受けた者の使用料に関する経過措置）

- 3 適用日前に前項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第五条第一項の規定により、適用日以後の愛知県芸術劇場等の利用の許可を受けた者の当該利用に係る使用料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該利用に係る使用料として納付すべき額は、新条例第六条第一項に定める額（その額が、新条例第七条第五項の規定により最初に公告された当該利用に係る料金の額（以下「公告利用料金額」という。）を超えるときは、当該公告利用料金額に相当する額）とする。

（平成二十六年一月一日前に同日以後の愛知県美術館の利用の許可を受けた者の使用料に関する経過措置）

- 4 平成二十六年一月一日前に同日以後の愛知県美術館の利用の許可を受けた者からは、第二条の規定による改正前の愛知芸術文化センター条例の規定にかかわらず、同日以前においても当該利用に係る同条の規定による改正後の愛知芸術文化センター条例に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（平成二十六年三月二十八日条例第七号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二十二条中愛知県港湾管理条例別表第二から別表第五までの改正規定及び第二十四条の規定は同年五月一日から、附則第三項及び第五項の規定は公布の日から施行する。

（愛知県奥三河総合センター条例等の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の公布の日前に平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）以後の公の施設の利用の許可を受けた者の当該公の施設の利用に係る使用料の額については、この条例（第三条から第八条まで、第十条から第十七条まで及び第三十条の規定に限る。次項において同じ。）による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者（前項に規定する者を除く。）からは、この条例による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該公の施設の利用に係るこの条例による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（平成三十年三月二十七日条例第十五号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十二日条例第四号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項及び附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

（愛知県奥三河総合センター条例等の一部改正に伴う経過措置）

2 平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者（次項に規定する者を除く。）からは、この条例（第三条、第四条、第六条から第八条まで、第十条から第十四条まで、第十六条、第二十一条、第二十二条及び第二十八条の規定に限る。以下この項において同じ。）による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該公の施設の利用に係るこの条例による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。

3 この条例の公布の日前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者の当該公の施設の利用に係る使用料の額については、この条例（第六条から第八条まで、第十条、第十一条、第十三条及び第二十八条の規定に限る。）による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第一（第二条関係）

施設の名 称	位 置	業 務
愛知県美術館	名古屋市東区	一 美術品及び美術に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。 二 美術に関する調査研究を行うこと。 三 展示室を利用させること。
愛知県芸術劇場	名古屋市東区	一 音楽、舞踊、演劇等の舞台芸術の振興に必要な事業を行うこと。 二 ホール及びリハーサル室を利用させること。
愛知県文化情報センター	名古屋市東区	一 芸術文化に関する情報を収集し、及び提供すること。 二 芸術文化に関する調査研究を行うこと。 三 講演会、展示会等の開催その他芸術文化の振興に必要な事業を行うこと。 四 催事室を利用させること。
愛知県図書館	名古屋市中区	図書、記録その他の資料を収集し、整理し、及び保存して、県民に利用させること。

別表第二（第六条、第七条関係）

施設の名 称	使用料の 名称	区分		単位	使用料の額 (単位円)	
愛知県美 術館	展示室使 用料	A室、B室又はC室		全日	一八、一〇〇	
				時間外一時間につき	二、五〇〇	
		D室		全日	一八、九〇〇	
				時間外一時間につき	二、七〇〇	
		E室		全日	一一、七〇〇	
				時間外一時間につき	一、六〇〇	
		F室		全日	一一、九〇〇	
				時間外一時間につき	一、六〇〇	
		G室	全部利用	全日	二九、七〇〇	
				時間外一時間につき	四、二〇〇	
			二分の一利 用	全日	一四、八〇〇	
				時間外一時間につき	二、〇〇〇	
		H室		全日	一三、六〇〇	
				時間外一時間につき	一、八〇〇	
		I室		全日	一三、九〇〇	
				時間外一時間につき	一、九〇〇	
		J室	全部利用	全日	一二、六〇〇	
				時間外一時間につき	一、七〇〇	
			二分の一利 用	全日	六、一〇〇	
				時間外一時間につき	八〇〇	
附属第一審査 保管室		全部利用	全日	六、七〇〇		
		時間外一時間につき	九〇〇			
	二分の一利 用	全日	三、三〇〇			
		時間外一時間につき	四〇〇			
附属第二審査 保管室		全部利用	全日	五、七〇〇		
		時間外一時間につき	八〇〇			
	二分の一利 用	全日	二、八〇〇			
		時間外一時間につき	三〇〇			
愛知県芸 術劇場	ホール使 用料	大ホー ル	全部 利用	平日	午前	一四八、五〇〇
					午後	二六〇、八〇〇
					夜間	三七三、〇〇〇
					全日	七〇四、五〇〇
					時間外三十分につき	五四、一〇〇
					土曜日、日 曜日及び国 民の祝日に 関する法律 (昭和二十 三年法律第 百七十八 号)に規定 する休日 (以下「休 日」とい	午前
		午後	三二六、一〇〇			
		夜間	四六六、五〇〇			
		全日	八八〇、六〇〇			
		時間外三十分につき	六七、五〇〇			

		う。)		
一部 利用	平日	午前		一一三、三〇〇
		午後		一九八、〇〇〇
		夜間		二八二、七〇〇
		全日		五三四、九〇〇
		時間外三十分につき		四一、一〇〇
	土曜日、日 曜日及び休 日	午前		一四一、七〇〇
		午後		二四七、五〇〇
		夜間		三五三、六〇〇
		全日		六六八、六〇〇
		時間外三十分につき		五一、三〇〇
コンサートホ ール	平日	午前		一〇七、七〇〇
		午後		一八九、二〇〇
		夜間		二七〇、七〇〇
		全日		五一一、九〇〇
		時間外三十分につき		三九、二〇〇
	土曜日、日 曜日及び休 日	午前		一三四、七〇〇
		午後		二三六、五〇〇
		夜間		三三八、四〇〇
		全日		六三九、八〇〇
		時間外三十分につき		四九、〇〇〇
小ホール	平日	午前		一六、三〇〇
		午後		二九、六〇〇
		夜間		四二、七〇〇
		全日		八〇、三〇〇
		時間外三十分につき		六、〇〇〇
	土曜日、日 曜日及び休 日	午前		二〇、五〇〇
		午後		三七、一〇〇
		夜間		五三、五〇〇
		全日		一〇〇、三〇〇
		時間外三十分につき		七、六〇〇
リハーサ ル室使用 料	大リハーサル室	午前		一〇、九〇〇
		午後		一八、六〇〇
		夜間		二六、三〇〇
		全日		五〇、五〇〇
		時間外三十分につき		三、七〇〇
	中リハーサル室	午前		七、六〇〇
		午後		一四、一〇〇
		夜間		一九、七〇〇
		全日		三七、三〇〇
		時間外三十分につき		二、七〇〇
ホール及 びリハー サル室附 属設備使 用料	舞台せり	午前、午後及び夜間の各一回、一式又は一台につき		三一、八〇〇円以内で知事が定める額
	所作台	午前、午後及び夜間の各一回、一式につき		六、九〇〇円以内で知事が定める額

		楽壇セット	午前、午後及び夜間の各一回、一式につき	五、九〇〇
		照明装置	午前、午後及び夜間の各一回、一式又は一点につき	六八、〇〇〇円以内で知事が定める額
		音響関係附属設備	午前、午後及び夜間の各一回、一式又は一点につき	一、六〇〇円以内で知事が定める額
		パイプオルガン	午前、午後及び夜間の各一回につき	二一、九〇〇
		ピアノ	午前、午後及び夜間の各一回、一台につき	一三、九〇〇円以内で知事が定める額
		チェンバロ	午前、午後及び夜間の各一回、一台につき	一三、九〇〇
		映写機	午前、午後及び夜間の各一回、一式につき	一〇、四〇〇円以内で知事が定める額
		その他の附属設備	午前、午後及び夜間の各一回、一式又は一点につき	五、九〇〇円以内で知事が定める額
愛知県文化情報センター	催事室使用料	A室	午前	五一、八〇〇
			午後	六九、一〇〇
			夜間	六九、一〇〇
			全日	一七一、一〇〇
			時間外三十分につき	二二、九〇〇
		B室	午前	四、八〇〇
			午後	六、五〇〇
			夜間	六、五〇〇
			全日	一六、一〇〇
			時間外三十分につき	二、一〇〇
		C室又はD室	午前	二、六〇〇
			午後	三、四〇〇
			夜間	三、四〇〇
			全日	八、九〇〇
			時間外三十分につき	一、一〇〇
		E室又はF室	午前	三、六〇〇
			午後	四、八〇〇
			夜間	四、八〇〇
			全日	一二、一〇〇
			時間外三十分につき	一、五〇〇
		G室	展示のため利用する場合	全日
時間外三十分につき	九〇〇			
その他の場合	午前		九、一〇〇	
			午後	一二、二〇〇

			夜間	一二、二〇〇
			全日	三〇、五〇〇
			時間外三十分につき	三、九〇〇
	H室	展示のため 利用する場 合	全日	六、二〇〇
			時間外三十分につき	七〇〇
		その他の場 合	午前	七、三〇〇
			午後	九、七〇〇
			夜間	九、七〇〇
			全日	二四、三〇〇
		時間外三十分につき	三、一〇〇	
	I室	展示のため 利用する場 合	全日	四、六〇〇
			時間外三十分につき	六〇〇
		その他の場 合	午前	六、〇〇〇
			午後	八、一〇〇
			夜間	八、一〇〇
			全日	二〇、二〇〇
		時間外三十分につき	二、六〇〇	
	催事室附 属設備使 用料	映写機	午前、午後及び夜間 の各一回、一式につ き	一〇、四〇〇円以 内で知事が定める 額
		その他の附属設備	午前、午後及び夜間 の各一回、一式又は 一点につき	一二、〇〇〇円以 内で知事が定める 額
愛知県図 書館	駐車場使 用料	利用時間が五時間以内の場合	一台につき駐車場へ の入場一回ごとに、 当該入場の時から三 十分を経過した時か ら出場の時まで経過 した時間三十分につ き	一〇〇
		利用時間が五時間を超える 場合	一台につき	一、〇〇〇

備考

- 一 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
  - イ 午前 午前九時から正午までをいう。
  - ロ 午後 愛知県芸術劇場にあっては午後一時から午後四時三十分までを、愛知県文化情報センターにあっては午後一時から午後五時までをいう。
  - ハ 夜間 愛知県芸術劇場にあっては午後五時三十分から午後十時までを、愛知県文化情報センターにあっては午後六時から午後九時までをいう。
  - ニ 全日 愛知県美術館にあっては午前十時から午後六時（金曜日にあっては、午後八時）までを、愛知県芸術劇場にあっては午前九時から午後十時までを、愛知県文化情報センターにあっては午前九時から午後九時までをいう。
  - ホ 時間外 愛知県美術館にあっては午後六時（金曜日にあっては、午後八時）以後を、愛知県芸術劇場にあっては午前九時以前及び午後十時以後を、愛知県文化情報センターにあっては午後九時以後をいう。
- 二 愛知県美術館の展示室を利用する者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料の額は、この表に定める額に一・二を乗じて得

た額とする。

三 愛知県芸術劇場のホールを利用する者が入場料等を徴収する場合の使用料の額は、この表に定める額に次に定める率を乗じて得た額とする。ただし、準備、練習等を行うことのみを目的として利用する場合の当該利用単位時間に係る使用料の額については、この限りでない。

イ 入場料等（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。以下同じ。）の最高額が三千円を超える場合 一・五

ロ 入場料等の最高額が千円を超え三千円以下の場合 一・二

四 愛知県芸術劇場のコンサートホールを利用する者がパイプオルガンを演奏技術の習熟のみを目的として利用する場合は、ホール使用料は徴収しない。

五 愛知県文化情報センターの催事室のG室、H室又はI室を利用する者（展示のため利用する者に限る。）が入場料等を徴収する場合の使用料の額は、この表に定める額に一・二を乗じて得た額とする。

六 愛知県図書館の駐車場の利用時間が五時間以内の場合において、駐車場への入場の時から三十分を経過した時から出場の時まで経過した時間が三十分未満であるとき又は当該時間に三十分未満の時間があるときは、当該三十分未満の時間は、三十分として計算するものとする。

注 平成三十一年三月二二日条例第四号により、平成三十一年一〇月一日から施行

別表第二愛知県美術館の項中「一八、一〇〇」を「一八、四〇〇」に、「一八、九〇〇」を「一九、二〇〇」に、「一一、七〇〇」を「一一、九〇〇」に、「一一、九〇〇」を「一二、一〇〇」に、「二九、七〇〇」を「三〇、二〇〇」に、「一四、八〇〇」を「一五、〇〇〇」に、「一三、六〇〇」を「一三、八〇〇」に、「一三、九〇〇」を「一四、一〇〇」に、「一二、六〇〇」を「一二、八〇〇」に、「六、一〇〇」を「六、二〇〇」に、「六、七〇〇」を「六、八〇〇」に、「五、七〇〇」を「五、八〇〇」に改め、同表愛知県芸術劇場の項中「一四八、五〇〇」を「一五一、二〇〇」に、「二六〇、八〇〇」を「二六五、六〇〇」に、「三七三、〇〇〇」を「三七九、九〇〇」に、「七〇四、五〇〇」を「七一七、五〇〇」に、「五四、一〇〇」を「五五、一〇〇」に、「一八五、七〇〇」を「一八九、一〇〇」に、「三二六、一〇〇」を「三三二、一〇〇」に、「四六六、五〇〇」を「四七五、一〇〇」に、「八八〇、六〇〇」を「八九六、九〇〇」に、「六七、五〇〇」を「六八、七〇〇」に、「一一三、三〇〇」を「一一五、三〇〇」に、「一九八、〇〇〇」を「二〇一、六〇〇」に、「二八二、七〇〇」を「二八七、九〇〇」に、「五三四、九〇〇」を「五四四、八〇〇」に、「四一、一〇〇」を「四一、八〇〇」に、「一四一、七〇〇」を「一四四、三〇〇」に、「二四七、五〇〇」を「二五二、〇〇〇」に、「三五三、六〇〇」を「三六〇、一〇〇」に、「六六八、六〇〇」を「六八〇、九〇〇」に、「五一、三〇〇」を「五二、二〇〇」に、「一〇七、七〇〇」を「一〇九、六〇〇」に、「一八九、二〇〇」を「一九二、七〇〇」に、「二七〇、七〇〇」を「二七五、七〇〇」に、「五一一、九〇〇」を「五二一、三〇〇」に、「三九、二〇〇」を「三九、九〇〇」に、「一三四、七〇〇」を「一三七、一〇〇」に、「二三六、五〇〇」を「二四〇、八〇〇」に、「三三八、四〇〇」を「三四四、六〇〇」に、「六三九、八〇〇」を「六五一、六〇〇」に、「四九、〇〇〇」を「四九、九〇〇」に、「一六、三〇〇」を「一六、六〇〇」に、「二九、六〇〇」を「三〇、一〇〇」に、「四二、七〇〇」を「四三、四〇〇」に、「八〇、三〇〇」を「八一、七〇〇」に、「六、〇〇〇」を「六、一〇〇」に、「二〇、五〇〇」を「二〇、八〇〇」に、「三七、一〇〇」を「三七、七〇〇」に、「五三、五〇〇」を「五四、四〇〇」に、「一〇〇、三〇〇」を「一〇二、一〇〇」に、「七、六〇〇」を「七、七〇〇」に、「一〇、九〇〇」を「一一、一〇〇」に、「一八、六〇〇」を「一八、九〇〇」に、「二六、三〇〇」を「二六、七〇〇」に、「五〇、五〇〇」を「五一、四〇〇」に、「一四、一〇〇」を「一四、三〇〇」に、「一九、七〇〇」を「二〇、〇〇〇」に、「三七、三〇〇」を「三七、九〇〇」に、「三

一、八〇〇円」を「三二、三〇〇円」に、「六、九〇〇円」を「七、〇〇〇円」に、

「五、九〇〇」  
を

「六、〇〇〇」  
に、「六八、〇〇〇円」を「六九、二〇〇円」に、「二一、九〇〇」を「二二、三〇〇」に、「一三、九〇〇円」を「一四、一〇〇円」に、

「一三、九〇〇」  
を

「一四、一〇〇」  
に、「一〇、四〇〇円」を「一〇、五〇〇円」に、「五、九〇〇円」を「六、〇〇〇円」に改め、同表愛知県文化情報センターの項中「五一、八〇〇」を「五二、七〇〇」に、「六九、一〇〇」を「七〇、三〇〇」に、「一七一、一〇〇」を「一七四、二〇〇」に、「二二、九〇〇」を「二三、三〇〇」に、「六、五〇〇」を「六、六〇〇」に、「一六、一〇〇」を「一六、三〇〇」に、「八、九〇〇」を「九、〇〇〇」に、「一二、一〇〇」を「一二、三〇〇」に、「八、〇〇〇」を「八、一〇〇」に、

「九、一〇〇」  
を

「九、二〇〇」  
に、「一二、二〇〇」を「一二、四〇〇」に、「三〇、五〇〇」を「三一、〇〇〇」に、「六、二〇〇」を「六、三〇〇」に、「七、三〇〇」を「七、四〇〇」に、「九、七〇〇」を「九、八〇〇」に、「二四、三〇〇」を「二四、七〇〇」に、「六、〇〇〇」を「六、一〇〇」に、「八、一〇〇」を「八、二〇〇」に、「二〇、二〇〇」を「二〇、五〇〇」に、「一〇、四〇〇円」を「一〇、五〇〇円」に、「一二、〇〇〇円」を「一二、二〇〇円」に改める。

-----  
別表第三（第八条関係）

区分		単位	観覧料の額 (単位円)
常設展示	個人	大学生又は高校生	一人一回につき 三〇〇
		その他の者	一人一回につき 五〇〇
	団体 (二十人以上)	大学生又は高校生	一人一回につき 二四〇
		その他の者	一人一回につき 四〇〇
企画展示		一人一回につき	二、一〇〇円以内 でその都度知事が 定める額

## 愛知芸術文化センター管理規則

平成四年十月二十八日  
規則第八十八号

愛知芸術文化センター管理規則をここに公布する。

愛知芸術文化センター管理規則

## 目次

## 第一章 総則（第一条）

## 第二章 センターの管理

## 第一節 通則（第二条—第四条）

## 第二節 美術館、芸術劇場及び文化情報センターの管理

## 第一款 利用期間（第五条）

## 第二款 利用の許可等（第六条—第十条の二）

## 第三款 美術品等の観覧及び模写等（第十一条—第十三条）

## 第四款 文化情報センターの図書等の利用（第十四条—第二十三条）

## 第三節 図書館の管理

## 第一款 図書等の館内利用（第二十四条—第二十六条）

## 第二款 図書等の館外貸出し（第二十七条—第三十条）

## 第三款 図書等の郵送による貸出し（第三十一条—第三十三条）

## 第四款 図書等の利用の停止（第三十四条）

## 第五款 駐車場の利用（第三十五条—第三十七条）

## 第三章 雑則（第三十八条・第三十九条）

## 附則

## 第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、愛知芸術文化センター（以下「センター」という。）の管理に関する事項を定めるものとする。

## 第二章 センターの管理

## 第一節 通則

（休館日）

第二条 センターの各施設の休館日は、次のとおりとする。

愛知県美術館（以下「美術館」という。）	月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日以降の最初の休日でない日） 十二月二十八日から翌年一月三日まで
愛知県芸術劇場（以下「芸術劇場」という。）	毎月の第一月曜日及び第三月曜日（これらの日が休日に該当する場合は、その翌日以降の最初の休日でない日） 十二月二十八日から翌年一月三日まで
愛知県文化情報センター（以下「文化情報センター」という。）	月曜日（当該月曜日が休日に該当する場合は、その翌日以降の最初の休日でない日）。ただし、アトライブラリーにあっては、月曜日及び毎月の第三火曜日（これらの日が休日に該当する場合は、その翌日以降の最初の休日でない日）並びに整理期間（年間十五日以内で愛知芸術文化センター長（以下「センター長」という。）が定める日をいう。） 十二月二十八日から翌年一月三日まで
愛知県図書館（以下「図書館」という。）	月曜日及び毎月の第二木曜日（これらの日が休日に該当する場合は、その翌日以降の最初の休日でない日） 十二月二十八日から翌年一月四日まで 整理期間（年間十五日以内でセンター長が定める日をいう。）

- 2 センター長は、必要があると認めるときは、臨時に前項の休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。
- 3 愛知芸術文化センター条例（平成三年愛知県条例第二号。以下「条例」という。）第十一条の規定により知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、臨時に第一項の休館日（芸術劇場及び文化情報センター（以下「芸術劇場等」という。）の休館日に限る。以下この項において同じ。）を変更し、又は休館日を設けることができる。

（利用時間）

第三条 センターの各施設の利用時間は、次のとおりとする。

美術館	午前十時から午後六時（金曜日にあつては、午後八時）まで
芸術劇場	午前九時から午後十時まで
文化情報センター	午前九時から午後九時まで。ただし、アトライブラリー及びアートプラザにあつては、午前十時から午後七時（土曜日、日曜日及び休日にあつては、午後六時）まで
図書館	午前十時から午後八時（土曜日、日曜日及び休日にあつては、午後六時）まで。ただし、児童図書室及び視覚障害者資料室にあつては、午前十時から午後六時まで

- 2 美術館が主催して展示する美術品等を観覧するため美術館に入館できる時間（第四項において「入館時間」という。）は、午前十時から午後五時三十分（金曜日にあつては、午後七時三十分）までとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、図書館の駐車場の利用時間は、午前九時三十分から午後八時十分（土曜日、日曜日及び休日にあつては、午後六時十分）までとする。ただし、入場できる時間は、午前九時三十分から午後七時五十分（土曜日、日曜日及び休日にあつては、午後五時五十分）までとする。
- 4 センターの各施設の長は、必要があると認めるときは、臨時に第一項若しくは第三項の利用時間（同項ただし書の入場できる時間を含む。）又は入館時間を変更することができる。
- 5 指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、臨時に第一項の利用時間（芸術劇場等の利用時間に限る。）を変更することができる。

（入館の禁止等）

第四条 センター長及びセンターの各施設の長（芸術劇場等については、指定管理者がある場合にあつては、指定管理者）は、めいてい者その他センターの秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者又はセンターの施設に損害を加え、若しくは加えるおそれのある者に対し、センターへの立入りを禁じ、又は立ち退かせることができる。

#### 第二節 美術館、芸術劇場及び文化情報センターの管理

##### 第一款 利用期間

（利用期間）

第五条 美術館及び芸術劇場等（以下「美術館等」という。）の利用期間は、次のとおりとする。

美術館	
展示室	三十五日以内
展示室附属審査保管室	二十日以内
芸術劇場	
大ホール	十四日以内
コンサートホール	三日以内
小ホール	六日以内
リハーサル室	三日以内
文化情報センター催事室	六日以内（展示のため利用する場合にあつては、十三日以内）

2 美術館等の長（芸術劇場及び文化情報センター催事室にあっては、愛知芸術文化センター管理部長（以下「管理部長」という。）をいう。以下同じ。）（指定管理者がある場合にあっては、指定管理者。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、臨時に前項の利用期間を変更することができる。

#### 第二款 利用の許可等

（利用の許可）

第六条 条例第五条第一項の許可を受けようとする者（同項第一号から第三号までに掲げる者に限る。）は、利用許可申請書（様式第一）を美術館等の長に提出しなければならない。

2 美術館等の長は、前項の規定により利用許可申請書を提出した者について利用を許可したときは、利用許可書（様式第二）を交付するものとする。

3 前二項の規定により利用の許可を受けた者（以下この款において「利用者」という。）の美術館等を利用する権利は、他人に譲渡し、又は転貸することができない。

（利用の変更の許可）

第七条 利用者は、利用期間その他利用許可書に記載された事項を変更しようとするときは、利用変更許可申請書（様式第三）に利用許可書を添えて美術館等の長に提出しその許可を受けなければならない。

（利用の取消しの承認）

第八条 利用者は、美術館等の利用の取消しをしようとするときは、利用取消承認申請書（様式第四）に利用許可書を添えて速やかに美術館等の長に提出し、その承認を受けなければならない。

（利用料金の還付額）

第八条の二 条例第七条第六項ただし書の規定により還付する額は、当該利用に係る利用料金の額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合（前二条の規定による申請のあった日（以下この条において「申請日」という。）が当該利用料金の納期限の日以前の日である場合は、十分の十）を乗じて得た額とする。

一 芸術劇場のホール又はリハーサル室（これらの附属設備を含む。）の利用の許可に係るもの 次に掲げる申請日の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ 当該利用を開始する日（以下「利用開始日」という。）の六月前の日の前日まで 十分の十

ロ 利用開始日の六月前の日から利用開始日の三月前の日まで 十分の五

ハ 利用開始日の三月前の日の翌日から利用開始日の一月前の日まで 十分の三

二 文化情報センターの催事室（その附属設備を含む。）の利用の許可に係るもの 次に掲げる申請日の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ 利用開始日の三月前の日の前日まで 十分の十

ロ 利用開始日の三月前の日から利用開始日の一月前の日まで 十分の五

ハ 利用開始日の一月前の日の翌日から利用開始日の二週間前の日まで 十分の三

2 指定管理者は、災害その他特別の理由があると認めるときは、前項に定める額を変更することができる。

（利用後の届出）

第九条 利用者は、美術館等の利用を終わり、又は利用を中止したときは、速やかに利用した設備を原状に回復し、その旨を美術館等の長に届け出なければならない。

（指示及び調査）

第十条 美術館等の長は、美術館等の秩序の維持及び美術館等の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し美術館等の利用に関し、指示をし、又は利用中の施設に職員を立ち入らせ、利用の状況を調査させることができる。

（利用料金の承認に係る公告の方法）

第十条の二 条例第七条第五項の規定による公告（条例第五条第一項第二号及び第三号の利用に係る料金に係るものに限る。）は、芸術劇場等の掲示場に掲示する方法により行うものとする。

### 第三款 美術品等の観覧及び模写等

#### (観覧券の交付)

第十一条 美術館が主催して展示する美術品等を観覧しようとする者（条例第八条第一項ただし書に規定する者及び同条第四項の規定により観覧料の全部を免除された者並びに同条第二項の規定により観覧料を美術品等の観覧後に納付させる者を除く。）は、観覧料の納付と引換えに観覧券（様式第五）の交付を受けるものとする。

2 団体が観覧券の交付を受けようとするときは、その団体の代表者は、あらかじめ団体観覧券交付申込書（様式第六）を美術館長に提出しなければならない。

#### (学校行事の観覧)

第十二条 高等学校、中学校又は小学校の学校行事として常設展示を観覧しようとする者は、あらかじめ学校行事観覧届（様式第七）を美術館長に提出しなければならない。

#### (模写等の許可)

第十三条 美術館が主催して展示する美術品等の模写及び複写をしようとする者は、美術品等模写等許可申請書（様式第九）を美術館長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 美術館長は、模写等を許可する時は、美術品等模写等許可書（様式第十）を交付するものとする。

### 第四款 文化情報センターの図書等の利用

#### (図書等の利用手続)

第十四条 文化情報センターのアートライブラリー又はアートプラザで図書、記録その他の資料（以下「図書等」という。）を利用しようとする者は、自由に閲覧することができる。ただし、書庫内資料又は視聴覚資料を利用しようとする者は、資料請求票（様式第十一）を管理部長（指定管理者がある場合にあっては、指定管理者。以下同じ。）に提出し、その貸出しを受けなければならない。

#### (複写の申込み)

第十五条 アートライブラリーの図書等の複写をしようとする者は、複写申込書（様式第十二）を管理部長に提出しなければならない。

2 前項の申込みに基づいて行った図書等の複写については、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の規定による責任は、当該申込みを行った者が負わなければならない。

#### (図書等の館外貸出し)

第十六条 アートライブラリーの図書等については、館外貸出しをすることができる。ただし、貴重図書、参考図書類その他管理部長が指定するものについては、館外貸出しをすることができない。

#### (利用カードの交付等)

第十七条 アートライブラリーの図書等の館外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ利用カード申込書（様式第十三）を管理部長に提出し、利用カード（様式第十四）の交付を受けなければならない。

2 利用カードの有効期間は、その発行の日から起算して三年以内とする。

#### (館外貸出しの手続等)

第十八条 アートライブラリーの図書等の館外貸出しを受けようとする者は、利用カードを提出し、その貸出しを受けなければならない。

2 同時に館外貸出しを受けることができる図書等の数は、一人につき三冊以内とし、当該図書等の貸出期間は、貸出しを受けた日から起算して十五日以内とする。

3 管理部長は、必要があると認める場合は、前項の貸出し冊数及び貸出期間を変更することができる。

#### (氏名等の変更届)

第十九条 利用カードの交付を受けた者は、その氏名、住所、勤務先、通学先又は電話番号を変更した場合は、速やかにその旨を管理部長に届け出なければならない。

#### (利用カードの紛失届等)

第二十条 利用カードの交付を受けた者は、当該利用カードを紛失した場合は、速やかにその旨を管理部長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、当該利用カードは、その効力を失う。

3 第一項の規定により届出をした者には、利用カードを再交付する。

(利用カードの譲渡等の禁止)

第二十一条 利用カードの交付を受けた者は、当該利用カードを改ざんし、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(館外貸出期間中の返納)

第二十二条 管理部長は、必要があると認める場合は、アトライブラリーの図書等の館外貸出しを受けた者に対し、その貸出期間中においても当該図書等の返納を求めることができる。

(図書等の利用の停止)

第二十三条 管理部長は、図書等を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、図書等の利用を停止することができる。

一 この規則又はこれに基づく規程に違反したとき。

二 管理部長の指示に従わないとき。

三 図書等の返納を怠ったとき。

四 図書等を亡失し、又は損傷したとき。

### 第三節 図書館の管理

#### 第一款 図書等の館内利用

(図書等の利用手続)

第二十四条 図書館の館内で、図書等を利用しようとする者は、自由に閲覧することができる。ただし、書庫内資料又はマイクロ資料を利用しようとする者は、資料請求票(様式第十五)を図書館長に提出し、その貸出しを受けなければならない。

(図書等の対面朗読)

第二十五条 視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者で図書館長が必要と認めたものは、対面朗読室を利用して対面朗読を受けることができる。

(複写の申込み)

第二十六条 図書等の複写をしようとする者は、複写申込書を図書館長に提出しなければならない。

2 第十五条第二項の規定は、前項の申込みに基づいて行った図書等の複写について準用する。

#### 第二款 図書等の館外貸出し

(貸出しを受けることができる者)

第二十七条 図書等の館外貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。

一 県内に住所若しくは居所を有し、又は通勤し、若しくは通学する者

二 その他図書館長が適当と認める者

(館外貸出禁止の図書等)

第二十八条 次に掲げる図書等は、館外貸出しをすることができない。

一 貴重図書

二 参考図書類

三 郷土資料

四 規格類

五 新聞、雑誌等の逐次刊行物

六 マイクロ資料

七 その他図書館長が指定するもの

(利用カードの交付等)

第二十九条 図書等の館外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ利用カード申込書(様式第十六)を図書館長に提出し、利用カード(様式第十七)の交付を受けなければならない。ただし、交付を受けていた利用カードを提出して申し込む場合にあっては、利用カー

ド申込書の提出を要しない。

(準用)

第三十条 第十七条第二項及び第十八条から第二十二條までの規定は、図書館の図書等の館外貸出しについて準用する。この場合において、同項中「日」とあるのは「日（第二十九條ただし書の規定による申込みにより交付する利用カードにあっては、その交付の日）」と、第十八条第二項中「三冊以内」とあるのは「視聴覚資料にあっては三点以内、その他の図書等にあっては六冊以内」と、「十五日以内」とあるのは「二十二日以内」と、同条第三項、第十九條、第二十条第一項及び第二十二條中「管理部長」とあるのは「図書館長」と読み替えるものとする。

第三款 図書等の郵送による貸出し

(郵送による貸出し)

第三十一条 県内に住所を有する者で身体上の障害のため来館することができないと図書館長が認めたものは、図書等の郵送による貸出しを受けることができる。

(郵送による貸出しの登録)

第三十二条 図書等の郵送による貸出しを受けようとする者は、図書館長に郵送貸出しの申込みをし、登録を受けなければならない。

(郵送料)

第三十三条 郵送貸出しに要する郵送料は、県が負担する。

第四款 図書等の利用の停止

(図書等の利用の停止)

第三十四条 第二十三條の規定は、図書館の図書等の利用の停止について準用する。この場合において、同条中「管理部長」とあるのは、「図書館長」と読み替えるものとする。

第五款 駐車場の利用

(利用の許可)

第三十五条 図書館の駐車場（以下この款において「駐車場」という。）を利用しようとする者は、駐車券の交付をもって利用の許可を受けたものとみなす。

(図書館長等の指示)

第三十六条 図書館長（指定管理者がある場合にあっては、指定管理者）は、図書館の秩序の維持及び駐車場の管理上必要があると認めるときは、駐車場の利用者に対し、駐車場の利用に関し、指示をすることができる。

(利用料金の承認に係る公告の方法)

第三十七条 条例第七条第五項の規定による公告（条例第五条第一項第四号の利用に係る料金に係るものに限る。）は、図書館の掲示場に掲示する方法により行うものとする。

第三章 雑則

(損害賠償)

第三十八条 センターを利用する者は、故意又は過失によってセンターの施設、附属設備、美術品等及び図書等を損傷し、滅失し、又は亡失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第三十九条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、センター長が定める。ただし、次に掲げる利用等に関し必要な事項は、センターの各施設の長が定める。

- 一 美術館の展示室の利用
- 二 美術品等の模写及び複写
- 三 芸術劇場のホール及びリハーサル室の利用
- 四 文化情報センターの催事室及びアートプラザの利用
- 五 文化情報センター及び図書館の図書等の利用
- 六 図書館の駐車場の利用

2 芸術劇場等の指定管理者は、前項ただし書の規定により芸術劇場等の長が定めるもののほか、知事の承認を受けて、同項第三号及び第四号に掲げる利用並びに文化情報センター

の図書等の利用に関し必要な事項を定めることができる。

- 3 図書館の指定管理者は、第一項ただし書の規定により図書館長が定めるもののほか、図書館長の承認を受けて、図書館の駐車場の利用に関し必要な事項を定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成四年十月三十日から施行する。  
(愛知芸術文化センター愛知県図書館規則の廃止)
- 2 愛知芸術文化センター愛知県図書館規則(平成三年愛知県規則第四十一号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際、現に前項の規定による廃止前の愛知芸術文化センター愛知県図書館規則(以下「旧規則」という。)第九条第一項の規定により交付を受けている利用カードは、第二十九条の規定により交付を受けた利用カードとみなす。
- 4 この規則の施行の際、現に旧規則の規定に基づきなされている図書等の館外貸出し、図書等の郵送による貸出し又は郵送貸出しの登録は、この規則の相当規定に基づきなされたものとみなす。

(愛知県公印規則の一部改正)

- 5 愛知県公印規則(昭和三十年愛知県規則第一号)の一部を次のように改正する。  
第二条に次の一号を加える。  
十二 愛知芸術文化センターの各施設(愛知県図書館を除く。)の長の印別表に次の一項を加える。

愛知芸術文化センターの各施設(愛知県図書館を除く。)の長印	20		愛知芸術文化センター条例(平成3年愛知県条例第2号)に基づいて愛知芸術文化センターの各施設(愛知県図書館を除く。)の長が発する文書用	愛知芸術文化センター総務部総務課長
-------------------------------	----	--	--	-------------------

附 則(平成六年六月二十九日規則第六十四号)

- 1 この規則は、平成六年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛知芸術文化センター管理規則の規定に基づいて作成されている申請書等の用紙は、改正後の愛知芸術文化センター管理規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成十二年三月三十一日規則第百七号)

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛知芸術文化センター管理規則の規定に基づいて作成されている申請書等の用紙は、改正後の愛知芸術文化センター管理規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成十三年三月三十日規則第五十七号)

- 1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛知芸術文化センター管理規則の規定に基づいて作成されている申請書等の用紙は、改正後の愛知芸術文化センター管理規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成十四年三月二十六日規則第三十一号)

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛知芸術文化センター管理規則の規定に基づいて館外貸出しをしている愛知県図書館の図書等の貸出期間は、改正後の愛知芸術文化センター管理規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成十六年三月三十日規則第三十八号)

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛知芸術文化センター管理規則の規定に基づいて作成されている申請書等の用紙は、改正後の愛知芸術文化センター管理規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成十七年三月二十九日規則第三十九号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定、第三条の改正規定（同条第一項の改正規定を除く。）、第六条第一項及び第三項の改正規定、「第四款利用の停止」を「第四款 図書等の利用の停止」に改める改正規定並びに第三十六条に一号を加え、同条を第三十八条とし、第三十五条を第三十七条とし、第二章第三節に一款を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月十三日規則第五号）

- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛知芸術文化センター管理規則の規定に基づいて作成されている申請書等の用紙は、改正後の愛知芸術文化センター管理規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成二十四年二月三日規則第二号）

この規則は、平成二十四年三月九日から施行する。

附 則（平成二十四年七月六日規則第四十号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛知芸術文化センター管理規則の規定は、平成二十五年四月一日以後の愛知県図書館の駐車場の管理及び利用について適用する。

附 則（平成二十五年三月二十九日規則第二十一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛知芸術文化センター管理規則の規定は、平成二十六年四月一日以後の愛知県芸術劇場及び愛知県文化情報センターの管理及び利用について適用する。

附 則（平成三十年三月三十日規則第三十一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛知芸術文化センター管理規則の規定に基づいて作成されている利用カードは、改正後の愛知芸術文化センター管理規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

## 愛知県美術館ギャラリー展示室利用受付許可要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知芸術文化センター管理規則（以下「規則」という。）第39条の規定に基づき、愛知県美術館ギャラリーの展示室（以下「展示室」という。）及び附属審査保管室（以下「審査保管室」という。）の利用許可等に関し必要な事項を定める。

(利用仮申込書の受付)

第2条 展示室の利用を希望する者は、展示室の利用開始初日の属する年度（4月から翌年3月まで）の前年度（ただし、平成30年4月から平成31年3月に利用開始初日が属する場合は、前々年度）の6月1日から6月20日までの仮受付期間（休館日を除く。）に展示室利用仮申込書（以下「仮申込書」という。）を提出するものとする。

2 仮申込書の受付時間は、午前10時から午後6時（土曜日及び日曜日にあつては、午後5時）までとする。

(利用許可スケジュール案の作成)

第3条 愛知県美術館長（以下「館長」という。）は、前条の仮申込書の受付終了後、それぞれおおむね1か月以内に、展示室利用許可スケジュール案（以下「スケジュール案」という。）を作成する。

2 館長は、スケジュール案の作成に当たっては、関係各展示室利用仮申込者の希望、展示予定作品の種類、点数及び内容並びに過去の利用実績又は各展示室利用仮申込者に係る美術団体の会歴、会員組織、業績等を考慮して、利用させる会場及び利用期間を調整するものとする。

3 館長は、スケジュール案の作成後、美術館専門委員会ギャラリー部会（以下「ギャラリー部会」という。）を開催し、その意見を聴取のうえ、スケジュール案の所要の調整を行い、スケジュール案を確定する。

(利用許可の内定)

第4条 館長は、前条第3項により確定したスケジュール案に基づき、利用許可を内定し、関係各展示室利用仮申込者に対し、利用させる会場、利用期間等を記載した展示室利用許可内定書（以下「内定書」という。）を送付する。

(利用許可申請書の受付)

第5条 前条により内定書の送付を受けた各展示室利用仮申込者は、館長の指定する期日（以下「利用許可申請書提出期日」という。）までに来館のうえ、規則第6条第1項の規定に基づく展示室利用許可申請書（以下「許可申請書」という。）を提出するものとする。

(利用許可書の交付等)

第6条 許可申請書の提出を受けた館長は、各展示室利用仮申込者に対し、規則第6条第2項の規定に基づく利用許可書を送付する。

(利用の許可を受け得る者の範囲等)

第7条 利用許可を受け得る者は、県民の芸術文化の向上に資すると認められる次の各号に掲げる展覧会を開催しようとする者とする。

- (1) 主要美術団体による全国的又は全県的な規模による創作美術品の一般公募展
- (2) 国、地方公共団体及び公共性を有する機関等による国際的又は国内的に定評のある美術作品の展覧会
- (3) その他芸術振興、国際親善等のために適当とみとめられる美術展

(利用許可をしない場合)

第8条 次の各号に掲げる場合には、利用許可をしない。

- (1) 利用許可申請者が、制限能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法第16条第1項の審判を受けた被補助人）である場合
- (2) 展示しようとする作品が、「愛知県美術館ギャラリーにおける展示作品の種類、展示の方法、規格基準等」に抵触する場合

- (3) 暴力団の利益となるとみとめられるもの。
- (4) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがあるもの。

(許可の取消し及び利用中止命令)

第9条 館長は、展示室及び審査保管室の利用者が愛知芸術文化センター条例（以下「条例」という。）第9条の規定に違反したときは、条例第5条第1項に規程する許可を取消し、又は利用の中止を命じることができる。

2 館長は、公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、条例第5条第1項に規定する許可を取消し、又は利用の中止を命じることができる。

(利用許可の優先順位)

第10条 利用許可をするに当たっての優先順位は、原則として次のとおりとする。

第1順位 国際展、全国的な規模による創作美術品の一般公募展及び国内的に定評のある美術作品の展覧会の開催を目的とする利用

第2順位 全県的な規模による創作美術品の一般公募展の開催を目的とする利用

第3順位 その他芸術振興、国際親善等のため適当と認められる美術展の開催を目的とする利用

(利用区分)

第11条 展示室の利用許可に当たっては、展示室ごとの利用を許可するほか、複数の展示室の組み合わせの利用を許可する。また、展示室G及びJについては、2分割の利用も許可するものとする。

(利用許可の単位)

第12条 展示室の利用許可は、休館日の翌日から次の休館日の前日までの期間（以下「単位期間」という。）を最少の単位として行う。

2 館長が、作品の搬入、搬出等のために必要があると認める期間については、当該期間に限り、前項に規定する限度を超えて、この期間に含まれる日についても、利用許可を行う。

(休館日に係る利用許可)

第13条 休館日については、展示室の利用許可は行わない。ただし、利用者が、展示室の利用開始日から利用終了日までの間に含まれる休館日に作品の展示替え等のために展示室に立ち入る必要がある場合は、この限りでない。

(審査保管室の利用の許可を受け得る者の範囲)

第14条 審査保管室の利用の許可を受け得る者は、展示室の利用の許可を受けた者に限るものとする。

(審査保管室の申込み)

第15条 審査保管室の利用を希望する者は、利用開始日の15日前までに、美術館と協議の上、利用許可申請書を提出するものとする。

(審査保管室の優先利用)

第16条 審査保管室の利用許可は、当該利用期間の展示室の利用許可を受けた者を優先する。

(展示室等の使用料の納付期限)

第17条 条例第6条第2項の知事が指定する日は、展示室においては、利用開始日の10日前までの日、審査保管室においては、利用開始日の前日までの日とする。

附 則(略)

## 愛知県文化芸術振興条例

平成三十年三月二十七日  
条例第二号

愛知県文化芸術振興条例をここに公布する。

## 愛知県文化芸術振興条例

我が国の中央に位置する本県は、古くから肥沃な土地として栄え、律令制下の尾張と三河の二か国の時代を経る中で、各地域で独自の文化を築いてきた。県内各地では、棒の手、田楽、獅子舞、花祭、尾張万歳や三河万歳などの個性的で魅力あふれる民俗芸能が継承されている。

また、江戸時代には、尾張藩を中心に山車からくりの文化が広まり、こうしたからくり等の技術は、モノづくりの技術や技能を尊び、創意工夫により絶え間なく新しいものを創り出そうとする愛知のモノづくり文化の源流になっている。

こうした古くからの文化が継承されてきた一方で、愛知芸術文化センター等では、現代美術や舞台芸術を始めとした多彩なプログラムを提供することにより、愛知の新たな文化芸術を創造し、発信してきた。

文化芸術は、人々に夢と喜びと感動を与えるものであることはもとより、人間の自由な発想とその表現により、一人一人のかけがえのない個性の実現に資するものである。また、子どもから高齢者まで、あらゆる人々に社会参加の機会を与え、人と人とをつなぎ、地域社会の形成にとって不可欠なものとなっている。

このように、文化芸術は広く社会に波及する力を有していることから、文化芸術の振興に当たっては、観光、福祉、教育、産業など幅広い分野との連携を視野に入れ、施策を展開することが求められている。

このような認識の下に、県民が心の豊かさを実感し、魅力あり活力に満ちた地域社会を実現することを目指し、県、県民及び文化芸術活動を行う団体等が協働して、文化芸術の更なる振興を図るため、ここにこの条例を制定する。

## (目的)

第一条 この条例は、文化芸術の振興について、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな県民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

## (基本理念)

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されるとともに、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、県民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、愛知の自然、歴史及び風土に培われてきた特色ある文化芸術が、県民の共通の財産として生まれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、愛知の文化芸術が広く国内外へ発信されるよう、文化芸術に関する交流が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他県民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の意義と価値を尊重し、先人から受け継がれてきたモノづくりを尊ぶ風土その他の愛知の特色を生かしつつ、観光、福祉、教育、産業、まちづくり、国際交流その他の関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の関心及び理解)

第四条 県は、県民が文化芸術を創造し、享受することができるようにするとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、県民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めるものとする。

(市町村との連携等)

第五条 県は、県民が広く文化芸術を創造し、享受することができるよう、文化芸術の振興を図る上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村との連携に努めるものとする。

2 県は、文化芸術の振興に当たっては、文化芸術団体、民間事業者、大学その他の関係者との連携に努めるとともに、これらの関係者間の連携が図られるよう努めるものとする。

(基本計画)

第六条 県は、文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 文化芸術の振興に関する目標及び施策についての基本的な方針

二 前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、学識経験者の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(芸術の振興)

第七条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）その他の芸術の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(伝統芸能及び民俗芸能の継承及び発展)

第八条 県は、伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能をいう。以下同じ。）及び民俗芸能（山車祭り、棒の手、田楽、獅（し）子舞その他の地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。以下同じ。）の継承及び発展を図るため、これらの芸能の公演、活動等への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(芸能及び生活文化の振興等)

第九条 県は、芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能及び民俗芸能を除く。）をいう。）及び生活文化（茶道、華道、書道、愛知の風土に育まれてきた食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(伝統工芸の継承及び発展)

第十条 県は、伝統工芸（先人から受け継がれてきた陶芸、染織その他の伝統的な工芸をいう。）の継承及び発展を図るため、伝統工芸品の展示等への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術に関する交流の推進等)

第十一条 県は、文化芸術に関する地域間交流及び国際交流の推進を図るため、文化芸術団

体、民間事業者、大学その他の関係者と連携しつつ、芸術祭等の文化芸術に関する催しの開催その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、愛知芸術文化センターの美術館、劇場等からなる複合機能の活用等により、新たな文化芸術を創造し、国内外へ発信するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、前二項の施策を講ずるに当たっては、観光、スポーツその他の関連分野における事業との連携に努めるものとする。

(文化芸術の担い手の育成)

第十二条 県は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者その他の文化芸術の担い手の育成を図るため、作品発表の機会の確保、文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術に関する教育研究の充実)

第十三条 県は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の促進を図るため、愛知県立芸術大学等における文化芸術に関する教育研究の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(県民の鑑賞等の機会の充実)

第十四条 県は、広く県民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子どもの文化芸術活動の充実)

第十五条 県は、次代を担う子どもが豊かな創造性や感性を育むことができるよう、子どもが文化芸術に触れる機会の提供、子どもによる文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第十六条 県は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者が行う文化芸術に関する創造的活動、公演等への支援、これらの者による文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第十七条 県は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習その他の教育の充実、芸術家、文化芸術団体等による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術に関する施設の充実)

第十八条 県は、美術館、劇場、図書館その他の文化芸術に関する施設の充実を図るため、愛知芸術文化センター、愛知県陶磁美術館等の自らの設置に係る施設の整備に努めるとともに、文化芸術に関する施設に関し、公演、展示等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第十九条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(財政上の措置)

第二十条 県は、文化芸術の振興に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。